

平成29年度社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

少子高齢化の進行が著しく、高齢化率が40%を超えている鋸南町においては、地域での支え合い助け合いの重要性は益々高まると考えられ、社会福祉法において地域福祉推進の中核として位置づけられている社会福祉協議会が地域で求められる役割は、さらに多様化、複雑化してくることが想定される。

鋸南町社会福祉協議会としては、地域が抱える様々な問題に真摯に向き合い、地域住民はもちろん、関係諸機関との連携を密にし、各種地域福祉事業や介護保険事業等を適正に実施することで、地域ぐるみ福祉の実現を目指していく。

また、これからの地域福祉推進には欠かせない日常生活自立支援事業、成年後見事業、地域包括ケアについても、行政等と連携しながら積極的に取り組み、社会福祉協議会の存在意義を明確にしていく。

【事業内容】

I 法人運営

1. 理事会, 評議員会等の開催

理事会, 評議員会等を適宜開催し、法人の適正な運営に努める。

II 社会福祉の啓発

1. 鋸南町社協だより「ふくし」の発行

広報「ふくし」を年3回発行し、法人の財務状況や各種事業についての理解を深めていただき、社会福祉の啓発に努める。

2. ホームページの充実

ホームページを効果的に運用し、法人の周知と社会福祉の啓発に努める。

3. 第29回鋸南町社会福祉大会の開催

第29回鋸南町社会福祉大会を鋸南町健康福祉まつりと共催で開催。社会福祉の振興発展に功労のあった方々を表彰し、住民の地域福祉への関心を高めることにより、地域福祉の充実発展の機会とする。

III 地域福祉の推進

1. 社協支部活動の支援

社会福祉協議会の各支部（保田，勝山，佐久間）が実施する「ふれあい・いきいきサロン」や「訪問型食事サービス」などの活動を支援し、地域での支え合い助け合いによる地域ぐるみ福祉の推進に努める。

2. 各種資金の貸付

福祉資金等の貸し付けにより、安定した生活が営めるよう支援する。

3. 心配ごと相談所の開設

心配ごと相談員（民生児童委員，行政相談員，人権擁護委員）による心配ごと相談所を年6回（偶数月）開設し、日常生活上の悩みごと等の相談に応じ町民の福祉の増進に努める。

4. 無料弁護士相談の実施

弁護士による専門的な法律相談を実施し、権利擁護の充実を図る。

5. 福祉教育の推進

小，中学生を対象として、ボランティア体験や高齢者（障害者）の疑似体験等を通して、福祉の心の育成に努める。

6. 「声の広報」事業

町報や社会福祉協議会の広報誌等をボランティアにテープに録音してもらい、視覚障害者等に提供し、障害者福祉の向上に努める。

7. 福祉車両の無料貸出事業

一般のセダン型車両では移動が困難な方に、車いす対応の福祉車両を無料で貸し出し、通院や買い物等の外出を支援することで地域福祉の向上に努める。

8. 福祉有償運送事業

道路運送法第79条に基づき、単独で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、通院や買い物等の外出支援サービスを実施し、移動制約者の福祉の向上に努める。

9. ボランティア活動の推進

指定管理者としてボランティアセンターの適正な管理，運営に努めるとともに、ボランティアコーディネーターを中心として、ボランティアに関する活動全般（相談，登録，斡旋，啓発，等）を実施し、地域福祉を強力に推進する。また、ボランティアスクール等の各種講座を開催し、ボラン

ティアの育成に努める。

10. 介護予防と生きがいづくり事業

健康体操教室，ヨガ教室，ラジオ体操，ふれあい・いきいきサロン，健康マーじゃん，等を町内各地で定期的を開催し、高齢者の介護予防と生きがいづくりに努める。

11. 共同募金運動

『赤い羽根募金』及び『歳末たすけあい募金』の推進に協力する。

12. 日常生活自立支援事業

判断能力が低下した方や体が不自由な方が、安心して在宅生活を送れるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用手続き代行等を支援する。

13. 福祉団体の事務局

老人クラブ連合会，遺族会の事務局として、団体の運営を支援する。

IV 在宅福祉サービスの推進

1. 福祉器具の無料貸与事業

車いす等の福祉器具を無料で貸し出し、在宅福祉の向上に努める。

2. 配食サービス事業

食事の調理が困難な高齢者等に対し、昼食を提供。配達をボランティアに協力してもらうことで、地域における見守りネットワークの一環として機能させ、地域ぐるみ福祉の推進に努める。

3. 介護予防高齢者施策事業（鋸南町委託）

鋸南町が介護保険法に基づいて実施している介護予防事業の、利用者の送迎を受託実施する。

4. 鋸南町デイサービスセンターの管理経営（指定管理者）

要介護者等に対し、必要な日常生活上の介護や機能訓練を提供し、個々の能力に応じた自立した在宅生活を営むことができるよう支援する。利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能維持はもとより、介護者の身体的、精神的負担の軽減をも図り、在宅福祉の向上に努める。また、利用者が保育所を訪問することで、近年機会の減少した高齢者と幼児との世代間交流を図り、高齢者の心身の活性化と幼児の心身の健全育成にも寄与する。

5. 訪問介護事業

要介護者等に対し、身体介助，家事援助，通院介助，等のサービスを提供し、個々の能力に応じた自立した在宅生活を営むことができるよう支援することにより、在宅福祉の向上に努める。

6. 居宅介護支援事業

要介護者等が、個々の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況や生活環境に応じたケアプランをケアマネージャーが作成することで在宅生活を支援する。事業の実施に際しては、保健，医療，福祉，等の様々な分野との連携を密にし、総合的かつ効率的なサービスの提供に心掛ける。